

令和5年(2023年)10月20日

報道機関 各位

市立学校における感染症予防を目的とした臨時休業措置の実施について

市が設置する義務教育諸学校等において、学校において予防すべき感染症の感染報告があったことから、感染症の予防上必要と判断し、学校保健安全法の規定に基づき、以下の措置をとりました。

1 新たに臨時休業等の措置を実施する学校

学校名	措置の内容		感染症名	期間
駒場小学校	学級閉鎖	1学級	インフルエンザ	10月20日～10月22日
北美原小学校	学級閉鎖	1学級	インフルエンザ	10月20日～10月23日
八幡小学校	学級閉鎖	1学級	インフルエンザ	10月21日～10月23日
上湯川小学校	学年閉鎖		インフルエンザ	10月20日～10月23日

2 臨時休業等の状況（10月20日時点）

(1) インフルエンザ

・学級閉鎖	7校	10学級
小学校	6校	9学級
中学校	1校	1学級
・学年閉鎖	1校	1学年
小学校	1校	1学年

(2) 新型コロナウイルス感染症およびインフルエンザ

・学年閉鎖	1校	1学年
小学校	1校	1学年

【問い合わせ先】

函館市教育委員会学校教育部保健給食課（21-3545）